

富士見周辺地区整備基本計画に基づく整備の考え方
(改訂版)

平成 22 年 3 月
川 崎 市

<目次>

1	はじめに	1
2	富士見周辺地区整備基本計画について	
(1)	策定の趣旨	2
(2)	対象地域	2
(3)	富士見周辺地区の課題	2
(4)	整備目標	4
(5)	整備目標の実現に向けたゾーニングの考え方	4
(6)	整備に向けた基本方針	5
3	整備の考え方について	
(1)	整備に向けた基本的な考え方	10
(2)	Aグループの考え方	13
(3)	Bグループの考え方	17
(4)	駐車場等の考え方	20
(5)	防災の考え方	21
(6)	その他の事項の考え方	22
4	整備の考え方を踏まえた基本配置	23
5	整備実施計画の策定に向けて	24

1 はじめに

富士見周辺地区には、富士見公園を中心に様々な市民利用施設が集積しており、市民の憩いの場やスポーツ・文化・レクリエーション活動の拠点となっていますが、公園本来の緑地や広場が少なく、都心における総合公園としての機能回復が求められています。

本市では、平成 17 年 3 月、川崎市の総合計画である「川崎再生フロンティアプラン」の重点戦略プランに、「富士見公園や周辺市民利用施設の今後のあり方を踏まえた総合的・一体的な整備に向けて富士見周辺地区整備基本計画を策定し推進すること」を位置づけ、さらに平成 19 年 3 月、「川崎市都市計画マスタープラン川崎区構想」の中では、「都市のオアシス空間として、緑豊かなくつろぎの場やスポーツ・レクリエーション活動の場とする」という富士見公園の再整備に向けた基本的な方向性を示しました。

こうした状況を踏まえ、平成 19 年 10 月、「富士見周辺地区整備基本計画策定検討会」を発足し、市民や学識経験者の方々と議論を重ね、富士見周辺地区の課題解決に向けた具体的な道筋を示すものとして平成 20 年 3 月に「富士見周辺地区整備基本計画」を取りまとめました。

この基本計画に基づき、本市では、当面整備すべき内容について、より具体的に記述した「整備実施計画」を策定するための検討等を行い、平成 21 年 12 月に「富士見周辺地区整備基本計画に基づく整備の考え方」を取りまとめ、市民や関係団体等の方々から幅広くご意見を伺ってまいりました。

この「富士見周辺地区整備基本計画に基づく整備の考え方（改訂版）」は、市民や関係団体等の方々から幅広くご意見を伺った結果を反映したものです。



平成 21 年 1 月撮影

2 富士見周辺地区整備基本計画について

平成20年3月に策定した「富士見周辺地区整備基本計画」(以下、「基本計画」といいます。)の概要は以下のとおりです。

(1) 策定の趣旨

川崎駅周辺では、広域的な商業施設や文化・交流施設等が新たに立地し、広域拠点としての機能が強化され、羽田空港につながる多摩川沿いでは、工場跡地の土地利用転換による複合拠点の形成が進められる等、川崎区のまちづくりは大きく変貌しつつあります。

「基本計画」は、こうした社会状況を踏まえ、老朽化をはじめとする各種施設への対応も図りつつ、富士見公園を中心とした富士見周辺地区の様々な課題の解決を図るための、基本的な整備方針について定めたものです。

(2) 対象地域

富士見周辺地区の約93haの中で、富士見公園と富士見中学校、川崎市体育館から成る約18haの地区を「重点整備地区」と位置づけています。

この重点整備地区について、総合的・一体的な整備に市が先導的に取り組むことで、富士見周辺地区全体のまちづくりに波及効果を及ぼすとともに、広域的なまちづくりの牽引役となることが期待されます。

そこで、基本計画の策定にあたっては、重点整備地区の計画を定めることを基本とし、あわせて隣接する民有地など、重点整備地区の総合的・一体的な整備を進める上で必要と考えられる用地(約3.7ha)の合計約21.7haを対象に、「富士見公園の再生」と「市民利用施設等公共施設の再編」に関する計画を定めました。

(3) 富士見周辺地区の課題

計画対象地域には、次のような課題があります。

ア 富士見公園

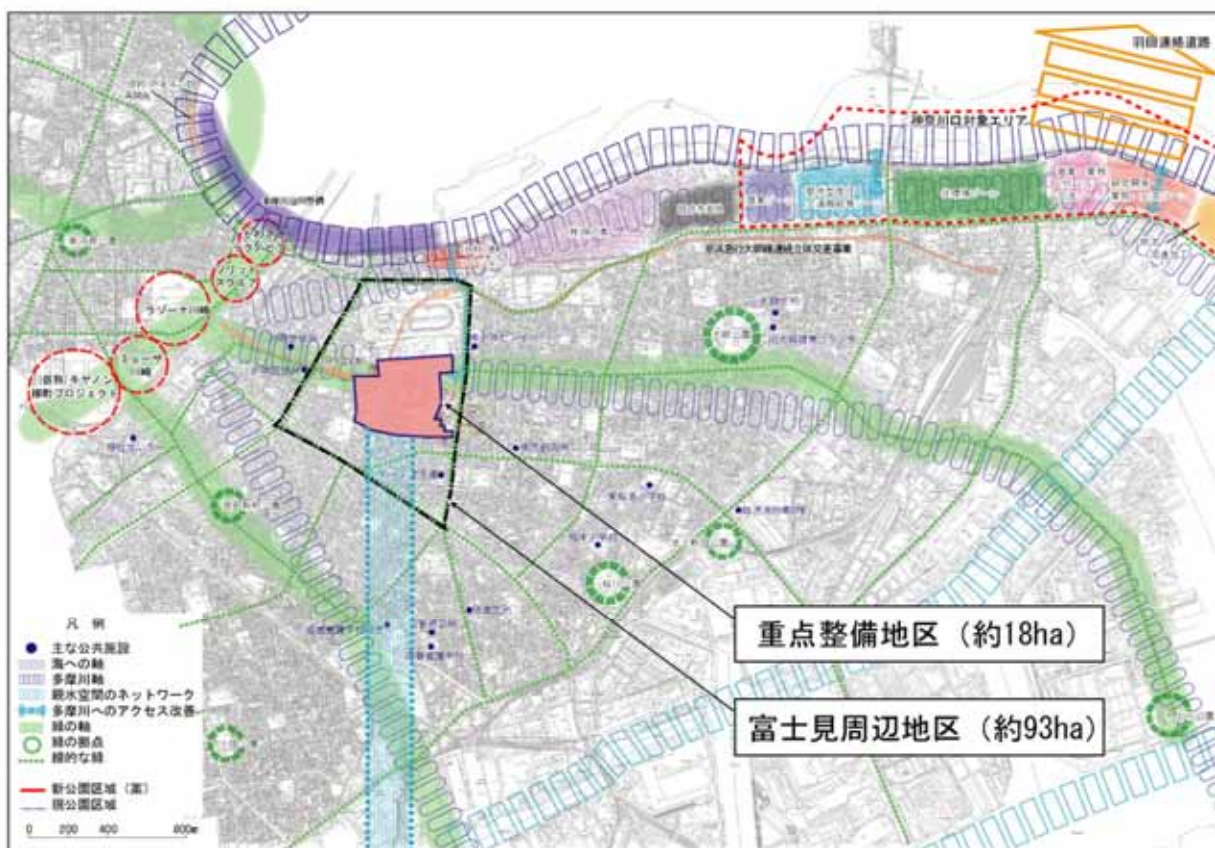
富士見公園内には様々な市民利用施設が立地しており、市民の様々な活動の拠点となっています。一方で、多数の市民利用施設に加え、本来、都市公園施設になじまない競輪場が立地していることで、公園本来の緑地や広場が少なく、都心における総合公園としての機能回復が求められています。

また、川崎都心と多摩川、臨海部とを結ぶ軸の交点に位置することから、川崎駅周辺における拠点機能の強化や多摩川沿いの土地利用転換などを視野に入れた、景観の形成が求められています。

イ 市民利用施設等公共施設

富士見周辺地区の重点整備地区及びその周辺に立地する市民利用施設には、老朽化や耐震面などで課題のある施設が多数ありますので、施設の更新・再整備が必要となっています。

また、富士見公園に隣接する富士見中学校はグラウンド面積が不足しており、教育環境の向上を図るため、運動の場を確保する対策を優先的に進めていく必要があります。



【計画対象地域(平成20年3月)】



(4)整備目標

計画対象地域の課題の解決を図るため、総合的・一体的な整備を行い、「都心における総合公園にふさわしい富士見公園の再生」と「スポーツ・文化・レクリエーション活動の拠点機能の強化」をめざします。

富士見公園の再生

富士見公園については、公園本来の機能である緑地や広場の確保に努め、都心における総合公園にふさわしい都市公園としての機能回復を図ります。

スポーツ・文化・レクリエーション活動の拠点機能の強化

市民利用施設については、市民の利便性の向上や安全性の確保に努めるとともに、都心にふさわしいスポーツ・文化・レクリエーション活動の拠点機能の強化を図ります。

(5)整備目標の実現に向けたゾーニングの考え方

計画対象地域の整備目標の実現に向け、地域を「文化・教育・公共施設ゾーン」「スポーツ・レジャーゾーン」「広場・緑地ゾーン」の3つのゾーンに区分し、これらのゾーンを「海への軸」「多摩川への軸」で川崎都心や臨海部・多摩川へと結ぶことにより、各々が相互に響き合う魅力あふれる地域形成をめざします。

文化・教育・公共施設ゾーン：

市民や子ども達の文化・教育活動のための機能や、官公庁等が集積するゾーン

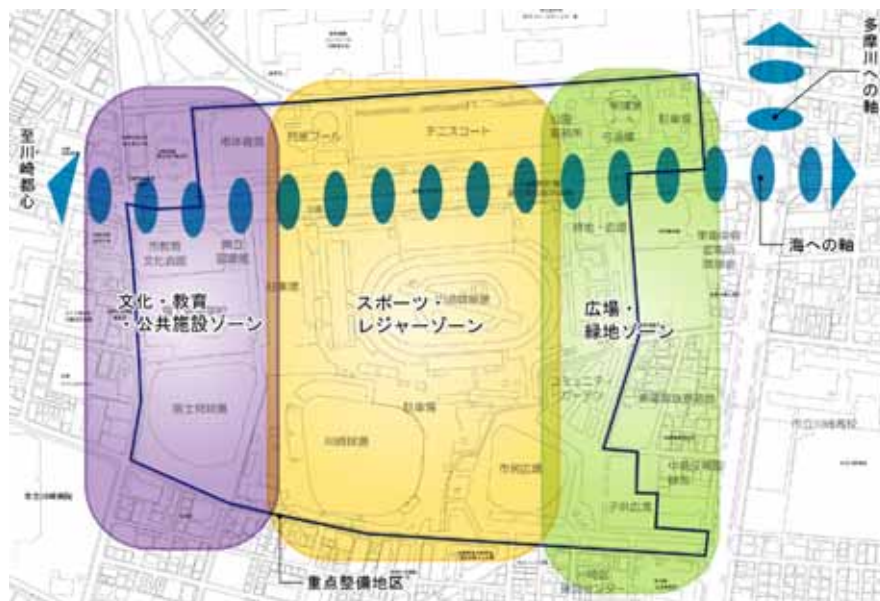
スポーツ・レジャーゾーン：

市民のためのスポーツ・レジャー機能が集積するゾーン

広場・緑地ゾーン：

市民の憩いの場となる、広場や緑地を中心とするゾーン

【計画対象地域の整備目標の実現に向けたゾーニングの考え方(平成20年3月)】



(6)整備に向けた基本方針

(6)-1 富士見公園

富士見公園の位置づけ

富士見公園は、都市計画法における総合公園として都市計画決定されているとともに、都市公園法においても「都市公園」として公告されています。

また、「緑の基本計画」では、緑と水のネットワークの要として、市域を代表する「緑拠点」に位置づけ、公園施設の再編等を行いながら、川崎を代表する都心部にふさわしい総合公園の整備を進めていくこととしています。

富士見公園の将来像

「都心における総合公園にふさわしい富士見公園の再生」と「スポーツ・文化・レクリエーション活動の拠点機能の強化」という計画対象地域の整備目標を踏まえ、「緑、活気、憩い、ふれあいのある、都心のオアシス・富士見公園」をコンセプトとして、富士見公園の整備に取り組みます。

市民や来訪者がスポーツ・文化・レクリエーションに親しめ、楽しめるとともに、人が集まり活気と賑わいを創出する公園

緑のある都心のオアシスとなる公園

市民や来訪者、また、周辺住民の憩いや語らいの場となる緑地・広場のある公園

安全、安心して過ごすことができる公園

施設と緑地・広場等のオープンスペースが一体となったまとまりと開放性のある公園

富士見公園の再生に向けた基本方向

富士見公園の再生に向けた基本方向は、次のとおりです。

都心における総合公園にふさわしい富士見公園の再生のため、公園内に立地する老朽化した施設の再編にあわせて、公園の本来機能である緑地や広場の確保に努め、魅力ある緑のオープンスペースを創出し総合公園としての機能回復を図ります。

富士見公園内に立地する競輪場については、できる限り施設をコンパクト化して公園本来の機能を増やすとともに、多目的化を図ることなどにより公園との共存・調和を図ります。

競輪場は都市公園施設としてなじまないため、都市公園区域から除外するものとし、新たに公園に編入することが可能な隣接地については、できる限り公園区域に編入して、都市公園としての富士見公園の機能の維持・向上に努めます。

公園整備の基本方針

ア 整備方針

市民利用施設を含めた総合的・一体的な公園整備の方針は、次のとおりです。

緑地・広場の確保など、憩え、活動できる空間の創出を図ります。

海への軸・多摩川への軸をつなぐ緑の拠点にふさわしい景観の創出を図るとともに、地域全体の回遊性の確保にも配慮した一体的な空間の創出を図ります。

開放的で緑豊かな空間の創出を図ります。

快適に散策できる、回遊性の高い歩行空間の創出を図ります。

可能な限り公園区域を拡大し、安全でゆとりのある緑のオープンスペースの創出を図り、公園機能の向上に努めます。

施設と公園とが一体となった、賑わい機能の創出を図ります。

イ 富士見公園の再生に向けた機能配置の考え方

富士見公園を、計画対象地域の整備目標の実現に向けたゾーニングの考え方を踏まえ、機能や性格の異なるゾーンに区分し、次のような整備を進めます。

交流の場となるエントランスゾーン

富士見公園の玄関口にふさわしい景観形成と安全に配慮した公園への交通動線を確保するとともに、公園来訪者等がくつろげ、交流の場として、多目的なエントランスゾーンの整備をめざします。

緑豊かなスポーツ活動ゾーン

スポーツ機能の充実を図るとともに、施設の緑化や施設周辺の緑地・広場の整備など、緑豊かな空間の創出をめざします。

緑にふれあえる憩いと語らいのゾーン

新たに創出される用地も活用し、緑地や広場の拡充をめざします。

活気あふれるレジャー・多目的ゾーン

公園と調和した、多目的な利用が可能となる活気あふれる競輪場をめざします。

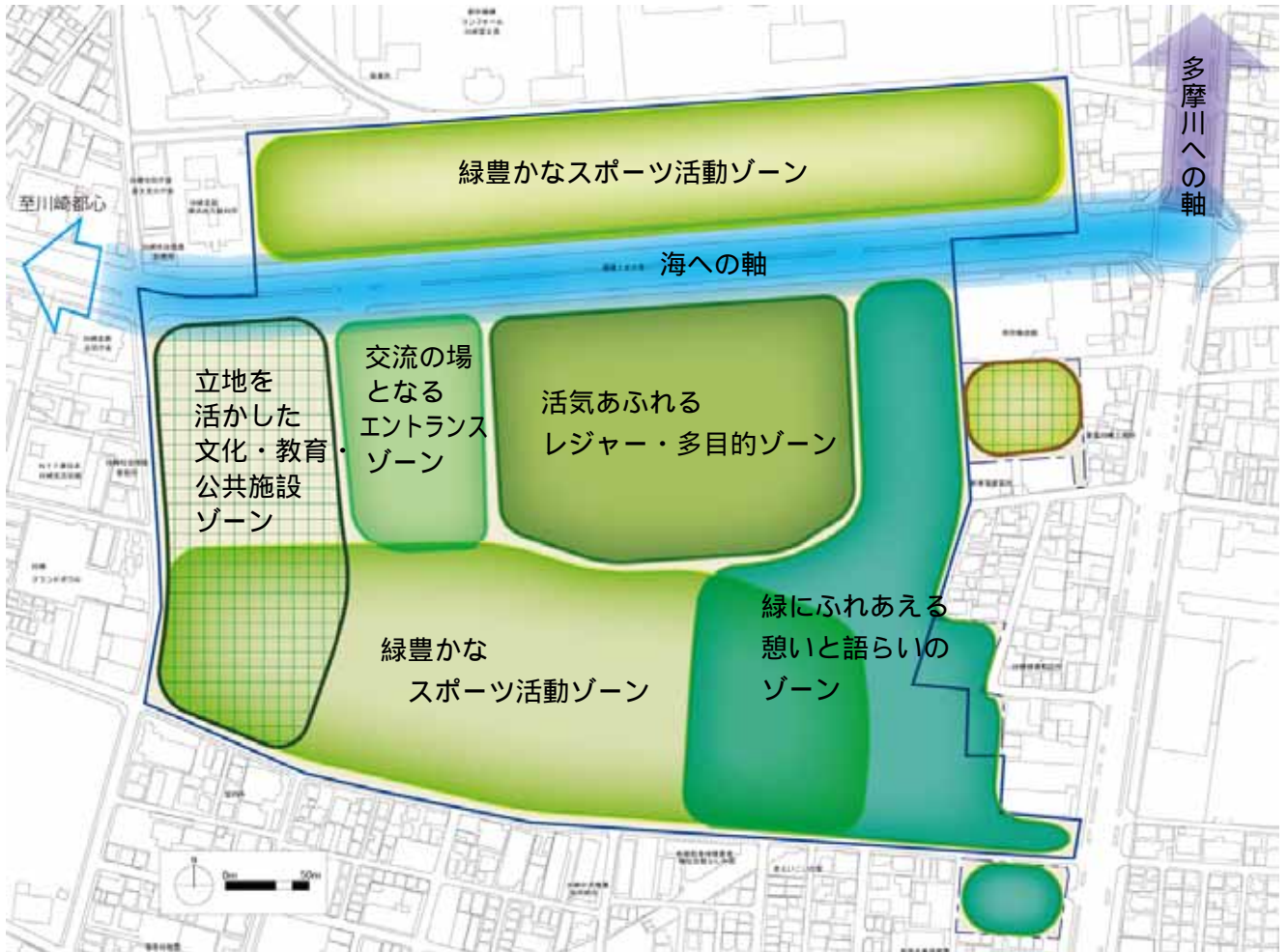
立地を活かした文化・教育・公共施設ゾーン

市民館や富士見中学校の学校開放により、市民の文化活動の拠点化をめざします。また、市民のためのスポーツ施設を、学校教育の場としても有効活用することをめざします。

海への軸、多摩川への軸

沿道の緑の充実など、川崎都心から公園へのメインルートにふさわしい景観の形成をめざします。

【富士見公園のゾーニング図(平成 20 年 3 月)】



ウ 人や自動車などの動線確保の考え方

機能配置の考え方をふまえ、公園内の人や自動車などの動線を確保します。

(ア) 歩行者動線

富士見公園内の施設は有料施設が多く、管理・安全面から施設内を通り抜けることはできません。そのことを踏まえ、歩行者動線は、それらの施設を連絡し、かつ、公園内を回遊できる園路計画を検討します。また、園路整備にあたっては、歩行者の安全性を確保するため、生活動線上必要な自転車動線を除き、原則として歩行者専用とすることを基本とします。

(イ) 自転車動線

生活動線上必要な自転車動線については、歩行者の安全を確保しつつ、公園の東西方向及び南北方向を連絡する動線を確保します。

(ウ) 自動車動線

富士見公園内の自動車動線としては、主に長方形競技場での競技開催時における、選手や関係者等のバス輸送など、大型車の利用が想定されますので、こうした状況に配慮した動線を確保します。

また、公園全体の管理用車輛、各施設への資機材等の搬入車輛の動線については、隣接する競輪場の関係車輛とあわせて、安全性や利便性に配慮して検討していきます。

(6)-2 市民利用施設等公共施設

再編整備の基本的な考え方

市民利用施設等公共施設の更新・再整備にあたっては、単なる更新ではなく機能の見直しや、複合化などによる再編を実施し、さらには都市公園法に基づく都市公園区域や、都市計画法に基づく都市施設（公園区域）用途地域等についても検討していきます。

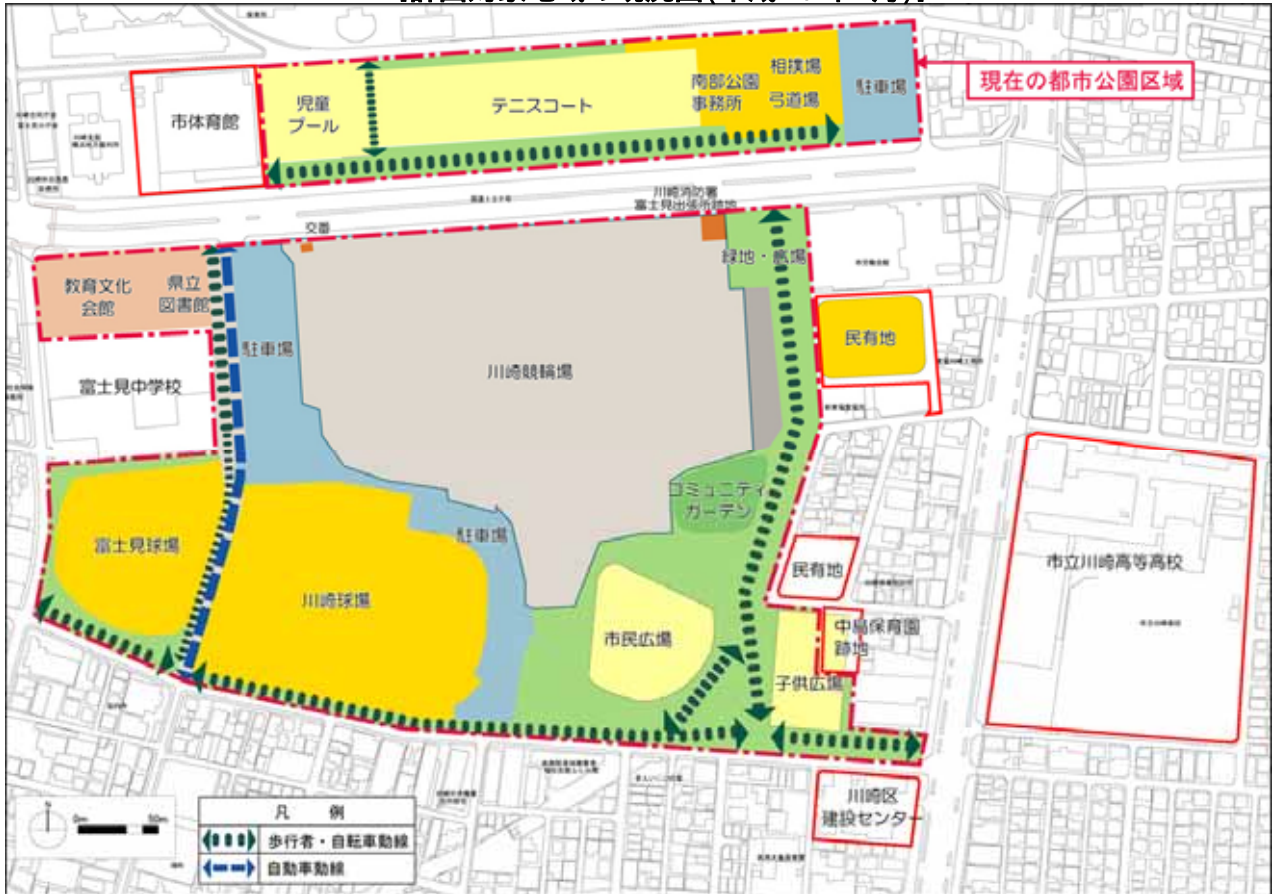
なお、再編にあたっては、塀等の撤去や施設の外観への配慮、屋上や壁面の緑化など公園との一体性の確保や、公園利用者へのサービス機能の提供について検討していきます。各施設の再編整備の方向及び基本配置は次のとおりです。

各施設の再編整備の方向及び施設の基本配置

市民利用施設等公共施設	再編整備の方向
川崎競輪場	公園との調和に配慮した上で、既存バンクを活用し現位置でコンパクト化するとともに、できる限り多目的な活用ができることをめざします。
富士見中学校	教育環境の向上を図ることは、最重要課題の一つであることから、実現可能性の高い方策を早期に行い、実態的に教育環境の向上を図ることをはじめとして、段階的な対応を図っていきます。 第1段階：富士見球場の利用枠の拡大による対応 （土日の利用枠の拡大など） 第2段階：グラウンド機能の充実に向けた検討 （北側校地の有効活用の検討） 第3段階：将来的なグラウンド確保に向けた検討 （状況変化に応じて検討を行い、運動場の確保に努める）
川崎球場	アメリカンフットボールやフットサル等のスポーツが開催可能な、観覧席のある長方形競技場として整備します。
教育文化会館	立地の良さを活用し、教育文化会館の市民館機能と、庁舎狭隘など課題のある川崎区役所を基本に複合化を図ります。
県立川崎図書館	県立川崎図書館については、本基本計画に基づく整備と連携が図れるよう県と調整を図っていきます。
川崎市体育館	体育館機能と教育文化会館の大ホール機能を併せ持つ市民アリーナとして改築し、その際、公園北側の児童プールなど、合築可能な施設の複合化を図ります。

その他施設	再編整備の方向
市立川崎高等学校	併設型中高一貫校及び二部制定時制課程を有する学校として、現在の位置で改築します。改築の際は、市立川崎高等学校との連携にも配慮して、福祉系施設等公共施設との複合化について検討を進めていきます。
駐車場・駐輪場	路上駐車等の迷惑行為が行われないよう、富士見公園及び周辺市民利用施設において必要な駐車場・駐輪場を確保します。

【計画対象地域の現況図(平成 20 年 3 月)】



【基本計画に基づく施設の基本配置(平成 20 年 3 月)】



3 整備の考え方について

基本計画に基づき、これまで整備実施計画策定に向けた取組を行ってきました。その取組状況として、平成21年12月に「富士見周辺地区整備基本計画に基づく整備の考え方」として取りまとめ、市民の皆様からのご意見を反映した結果、次のような整備の考え方（改訂版）を取りまとめました。

(1) 整備に向けた基本的な考え方

ア 段階的な整備の考え方

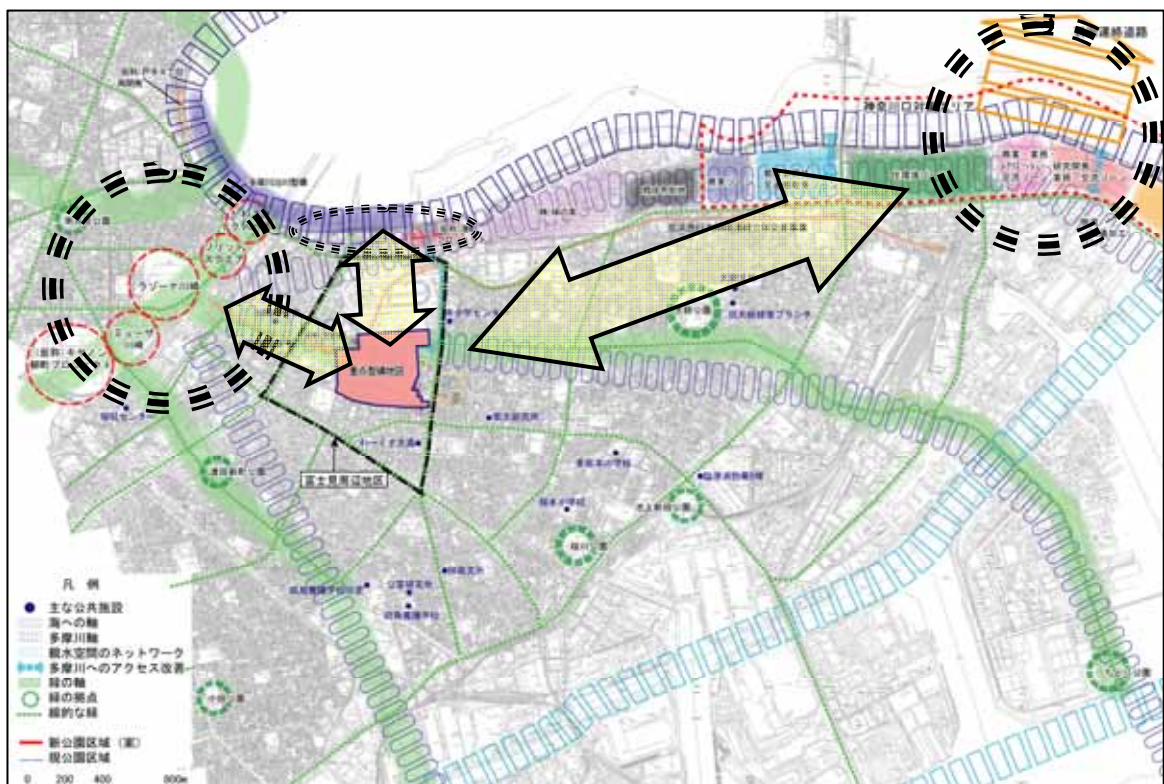
富士見周辺地区は、広域拠点として再整備を進めている川崎駅周辺の商業・業務機能の集積、大型商業施設や商店街を中心とした賑わいや回遊性、多摩川などの地域資源、羽田空港の再拡張・国際化を踏まえた川崎臨海部活性化など、周辺のまちづくりと連携しながら計画を推進していく必要があります。

また、市民利用施設等公共施設の整備にあたっては、自然エネルギーや再生可能エネルギーなどの新たな技術による地球環境への配慮、災害時における広域避難場所としての位置づけを踏まえた防災機能の充実、さらには今後急速に進展する高齢社会への対応など、社会経済環境等の変化に伴う新たな課題に適切に対応していく必要があります。

さらに、施設整備等の機会等をとらえ、市民に親しまれるような施設の愛称の検討など、公園や施設のイメージアップにつながるような取組を行っていく必要があります。

このような状況を踏まえると、富士見周辺地区の計画推進にあたっては、社会経済環境等の変化に適切に対応しながら、まちづくりの視点や各事業の長期的展望を踏まえた検討を継続的に行っていく必要があります。

そこで、富士見公園の再生という整備目標を実現するために、公園全体の緑地・広場空間等の基本となる考え方を踏まえながら、各施設を段階的に整備していく必要があると考え、この基本的な考え方では、当面整備すべき内容を中心に記述することとしました。



【図】：周辺のまちづくりと連携した検討イメージ図

イ 公園再生の基本的な考え方

「都心における総合公園にふさわしい富士見公園の再生」と「スポーツ・文化・レクリエーション活動の拠点機能の強化」という整備目標を踏まえ、「緑、活気、憩い、ふれあいのある、都心のオアシス・富士見公園」というコンセプトを実現するためには、富士見公園の玄関口となる「交流の場となるエントランスゾーン」が重要となります。

このエントランスゾーンは、公園本来の機能である緑地・広場の確保という整備目標の実現に重要であるとともに、公園来訪者等の日常的な交流の場として、様々なイベントで多目的に活用できる緑地・広場空間となります。

さらに、公園再生の大きな考え方として、交流の場となるエントランスゾーンから、各ゾーンへと誘導し、緑地や広場と調和した回遊性のあるプロムナード的な空間を整備することが重要であり、各施設で分断された公園空間を、緑の拠点にふさわしい景観の創出を図りながら連携させることで、公園全体としての魅力を向上していきます。

以上のようなエントランスゾーンやプロムナード的な空間を整備することを基本に、緑のある都心のオアシスとなるよう、公園内の各ゾーンにおける緑地・広場空間を段階的に整備していきます。

ウ 施設の再編整備に向けた基本的な考え方

市民利用施設等公共施設の再編にあたっては、緑のある都心のオアシスとなる公園の実現に向けて、屋上や壁面の緑化などにより公園との一体性を確保しながら、施設と緑地・広場等のオープンスペースが一体となったまとまりと開放性のある公園となるように、富士見公園全体としての景観形成に十分配慮していく必要があります。

特に、公園施設として整備する施設については、施設と公園が一体的に賑わい機能を創出し、公園機能の向上に寄与するような工夫が必要となります。

これらの施設の整備にあたっては、太陽光や風力などの自然エネルギーの活用や雨水の利用など、環境に配慮した計画を推進していきます。

また、富士見公園の再生という整備目標を実現するため、基本計画の各施設の方針を踏まえ、公園区域については、総合公園として望ましい区域となるよう都市計画法に基づく都市計画公園区域の変更を検討するとともに、都市公園法に基づく都市公園区域の変更を検討していきます。

さらに、富士見公園の再生にあたっては、市民利用施設等公共施設の再配置・再整備を行い、都市型公園にふさわしい再整備を行っていくことが必要であり、これらの土地利用を進めていくために、商業系用途地域への変更等を検討していきます。

これらの再編整備を計画的に推進するため、事業の関連性があり、調整を図る必要があるグループとして、富士見公園のエリアを「Aグループ」と「Bグループ」に分け、再編整備の検討を進めています。

基本的な考え方を踏まえた各グループの考え方は、以下のとおりです。

Aグループ【教育文化会館・川崎市体育館・児童プール・テニスコート・弓道場・相撲場・駐車場】

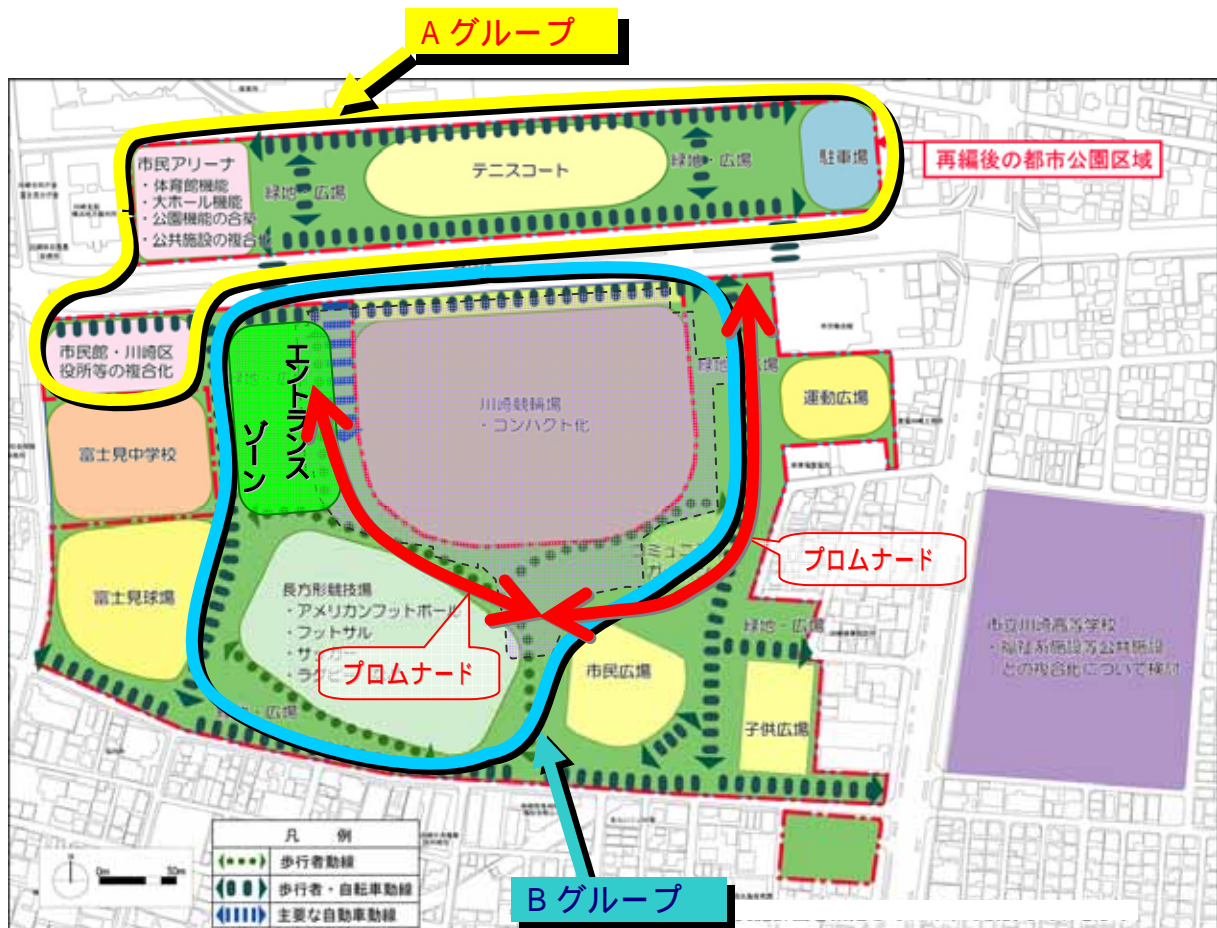
基本計画の各施設の方針を踏まえると、教育文化会館と川崎市体育館を連携して再編することが必要となります。これらの施設は、老朽化が進み、バリアフリーの面などでも課題があるとともに、施設の規模が大きく、再編に一定の期間を要することから、効率的・効果的に再編を進める必要があります。

そこで、教育文化会館・川崎市体育館等を A グループとし、互いに連携させながら段階的な整備を検討していきます。

Bグループ【川崎競輪場・川崎球場・エントランスゾーン】

川崎競輪場は、施設配置上、富士見公園の再生において重要な役割を担っており、既存バンクを活用し現位置でコンパクト化するとともに、できる限り多目的な活用ができることをめざして再整備する必要があります。この競輪場のコンパクト化は、隣接する川崎球場の再整備と大きく関連します。

そこで、競輪場・川崎球場を B グループとし、互いに連携させながら段階的な整備を検討していきます。



【図：基本計画に基づく施設の基本配置(平成 20 年 3 月)を踏まえたグループ分け】

(2)A グループの考え方

ア 基本計画(平成 20 年 3 月)における配置イメージ

基本計画では、川崎市体育館については、体育館機能と教育文化会館の大ホール機能を併せ持つ市民アリーナとして、体育館用地を基本に複合化を図ることを位置づけています。

また、教育文化会館については、会議室、学習室等の「市民館機能」とともに、川崎区役所を基本に複合化を図り、「市民館・区役所」として現位置で改築することとしています。

イ 公園再生に向けた考え方

具体的な整備にあたっては、富士見公園の玄関口にふさわしい景観形成や、川崎駅周辺から公園へのメインルートにふさわしい景観形成など、施設の緑化や施設周辺の緑地・広場の整備などを進めながら、緑豊かな空間の創出に配慮する必要があります。



【図：基本計画に基づく施設の基本配置(平成 20 年 3 月)】

ウ Aグループにおける各施設の整備の考え方

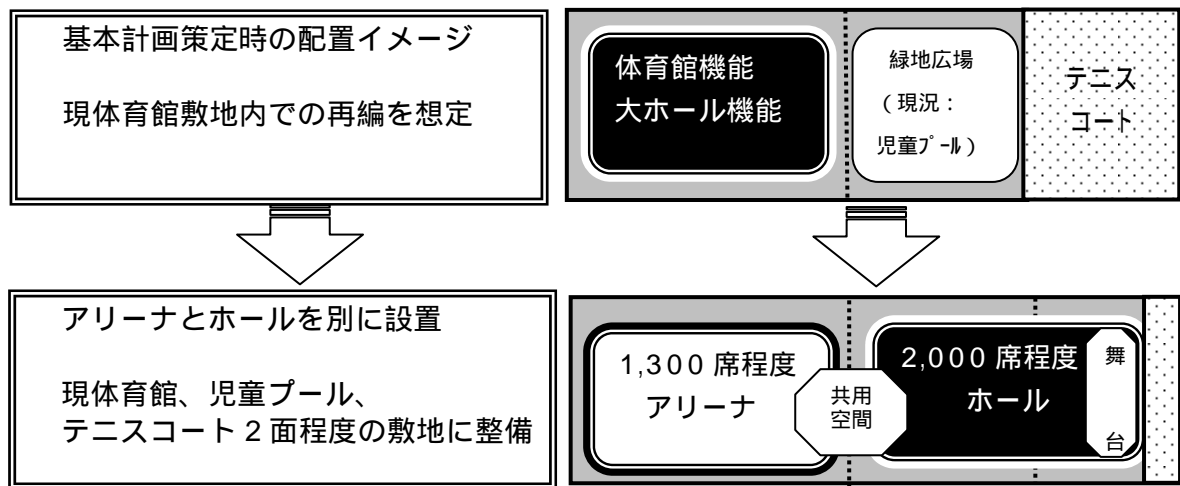
(ア)スポーツ・文化複合施設((仮称)市民アリーナ)整備の考え方

スポーツ・文化複合施設((仮称)市民アリーナ)の検討では、「体育館機能」と「大ホール機能」の兼用を中心に検討してきましたが、音響や観覧席などの技術的な検討等を進めた結果、体育館機能と大ホール機能を別に設置して整備していきます。

また、利用者の安全性や利便性の観点から、基本機能を地上で整備する配置とし、現在の体育館、児童プール及びテニスコート2面程度の敷地に整備していきます。

なお、体育館機能における観覧席数は、とどろきアリーナとの役割分担や競技上必要なアリーナ空間の大きさなどを踏まえて1,300席程度を想定し、大ホール機能における観覧席数は、教育文化会館の座席数などを踏まえて2,000席程度を想定しています。

具体的な整備にあたっては、施設の緑化や施設周辺の緑地・広場の整備との連携により、緑豊かな空間の創出に配慮する必要があります。



以上の状況を踏まえたスポーツ・文化複合施設((仮称)市民アリーナ)整備の考え方は以下のとおりです。

スポーツ・文化複合施設((仮称)市民アリーナ)整備の考え方

(1) 機能：アリーナとホールを別に設置

体育館機能(アリーナ 1,300席程度) } コンベンション機能としても活用
 ホール機能(ホール 2,000席程度) }

(2) 敷地

体育館、児童プール、テニスコート2面程度の敷地に整備
 (テニスコートは、移設により現在の12面を維持)

(3) 市民館・区役所との連携

スポーツ・文化複合施設((仮称)市民アリーナ)と市民館・区役所を連携させ、相互補完による新たな利用形態の実現に向けて検討

これまで「(仮称)市民アリーナ」という仮称を用いてきましたが、体育館機能とホール機能を別に設置するという実態を踏まえて、「スポーツ・文化複合施設((仮称)市民アリーナ)」という仮称を用いることとします。

(イ) 北側施設の連携の考え方

A グループの整備では、スポーツ・文化複合施設（（仮称）市民アリーナ）の整備と合わせて、北側全体の整備の考え方と連携を図る必要があります。

児童プール・相撲場については、屋外施設として公園北側に再編し、弓道場（和弓・洋弓）については、スポーツ・文化複合施設（（仮称）市民アリーナ）への複合化を検討していきます。

また、稼働率の高いテニスコートは現在の12面を維持し、公園北側内で移設して整備することを基本とします。

さらに、共用駐車場はテニスコート下部への多層化を検討していきます。

具体的な整備にあたっては、沿道の緑に配慮しながら、施設の緑化や周辺の緑地・広場の整備との連携により、緑豊かな空間の創出に配慮する必要があります。

なお、各施設の整備時期は、スポーツ・文化複合施設（（仮称）市民アリーナ）整備や駐車場整備の時期を踏まえながら検討していきます。

以上の状況を踏まえた各施設の整備の考え方は以下のとおりです。

児童プール・テニスコート・弓道場・相撲場・駐車場の整備の考え方

児童プール・相撲場は、公園北側地区の屋外施設として再編

テニスコートは、移設により現在の12面を維持

弓道場（和弓・洋弓）はスポーツ・文化複合施設（（仮称）市民アリーナ）へ複合化

共用駐車場はテニスコート下部への多層化を検討

(ウ) 市民館・区役所整備の考え方

基本計画において「立地の良さを活用し、教育文化会館の市民館機能と、庁舎狭隘など課題のある川崎区役所を基本に複合化を図ります」と位置づけた教育文化会館については、「市民館・区役所」として必要な機能を整理するとともに、県立川崎図書館については、市内での機能存続に向け、神奈川県と協議を行いながら、今後、具体的な検討を進めていきます。

具体的な整備にあたっては、施設の緑化などを行いながら、富士見公園の玄関口にふさわしい景観形成に配慮する必要があります。

なお、施設の整備時期は、スポーツ・文化複合施設（（仮称）市民アリーナ）の完成後に着手することを想定しています。

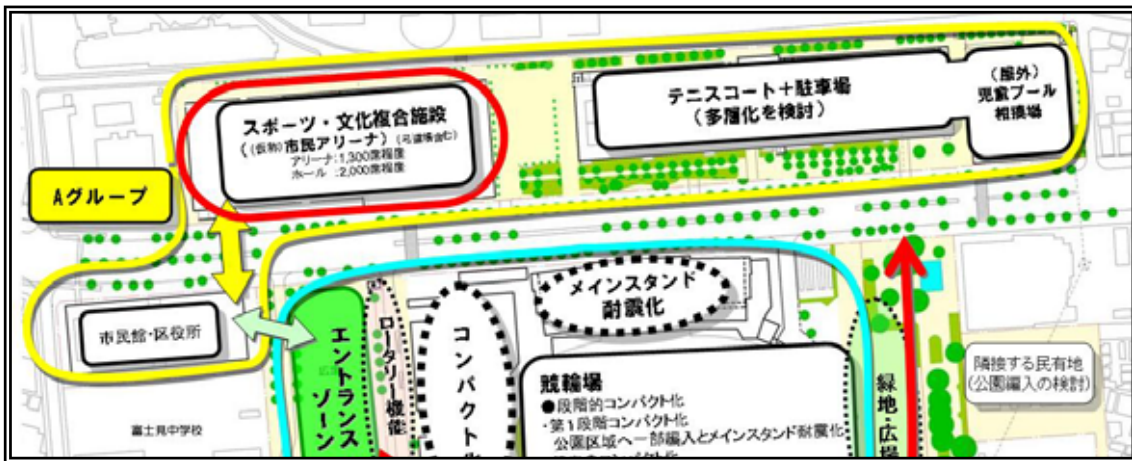
以上の状況を踏まえた市民館・区役所の整備の考え方は以下のとおりです。

市民館・区役所整備の考え方

今後、教育文化会館の市民館機能と川崎区役所を基本に、必要な機能を整理し、具体的な検討を進める

隣接の県立川崎図書館については、市内での機能存続に向け、神奈川県と協議を行いながら、今後、具体的な検討を進める。

以上の状況を踏まえた A グループの再編イメージは以下のとおりです。

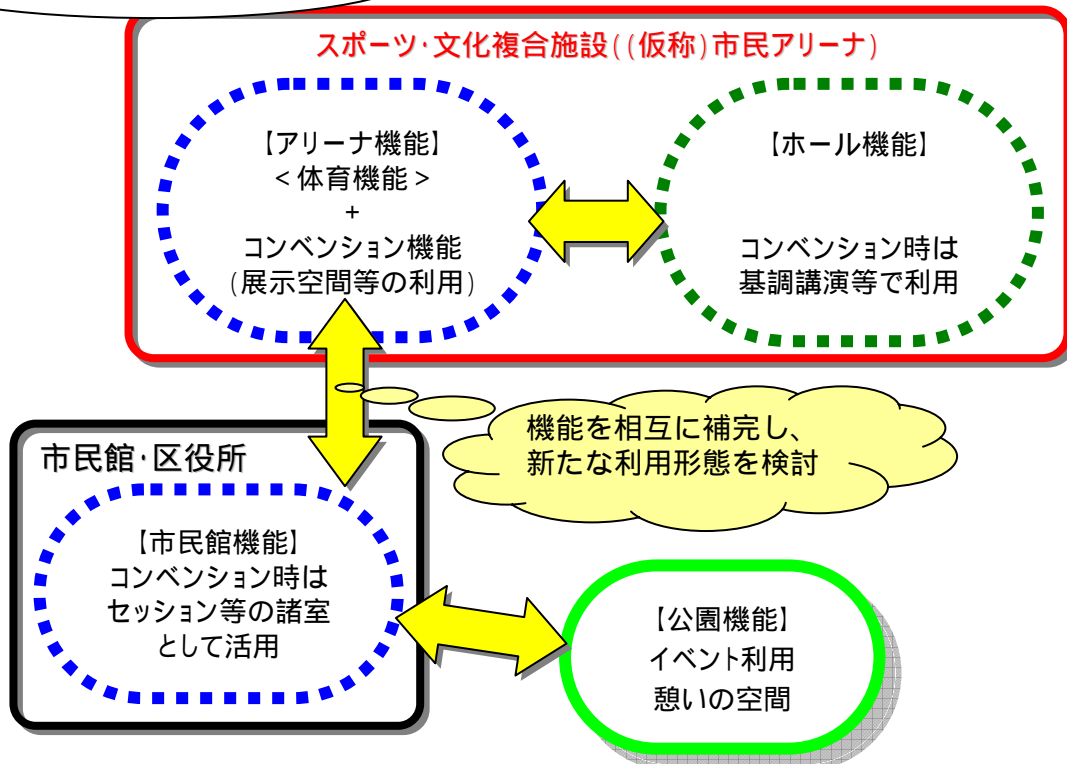


エ 施設の連携を視野に入れた将来像のイメージ

A グループの施設については、機能を相互に補完することで、新たな利用形態を展開できる可能性があるため、以下のような将来像のイメージ(案)を一例として、今後、具体的な検討を進めていきます。

各機能の検討にあたっては、市内の各施設との役割分担を踏まえながら、新たなスポーツや文化の発信・情報交換の場として活用し、市立体育館としての機能や地域のスポーツ活動を支援・育成する機能、川崎の魅力を高める文化活動の拠点となる機能、さらには会議や展示等のコンベンション機能などの連携によって、都心にふさわしい新たな価値を創出できるよう、幅広い検討を行っていきます。

将来像のイメージ(案)



(3)B グループの考え方

ア 基本計画(平成 20 年 3 月)における配置イメージ

基本計画では、川崎競輪場については現位置でのコンパクト化を位置づけ、川崎球場については観覧席のある長方形競技場として整備することとしています。

この両施設は隣接しているため、整備時期の調整を図り、公園との調和に配慮しながら検討を進める必要があります。

イ 公園再生に向けた考え方

具体的な整備にあたっては、いくつかのゾーンにまたがる広い空間であることから、公園全体の景観に配慮しながら、各ゾーンにふさわしい施設の緑化や緑地・広場の整備などを進め、施設と緑地・広場等のオープンスペースが一体となったまとまりと開放性のある公園空間の形成をめざしていくことが必要です。



【図：基本計画に基づく施設の基本配置(平成 20 年 3 月)】

ウ Bグループにおける各施設の整備の考え方

(ア) 川崎競輪場整備の考え方

川崎競輪場は、昭和24年の開場以来、その収益については、教育施設をはじめとした公共施設整備などの様々な事業に充て、市の発展に大きな役割を果たし、長期にわたり黒字経営を実現してきました。

そこで、川崎競輪場については、事業費・持続的な事業運営・財源確保等を総合的に判断し、競輪施設等整備事業基金を財源として、既存バンクを活用しながら、第1段階のコンパクト化と将来のコンパクト化という段階的な整備を進めていきます。

この競輪場のコンパクト化によって、市民に親しまれる公園空間を可能な限り創出するとともに、多目的な市民利用として、競輪場の敷地やバンク内の有効活用などにより、イベントでの利用や市民開放を進め、市民に親しまれるための工夫や、愛称の検討などを含めたイメージアップ、さらには防災等のまちづくりにおける貢献についても検討を進めていきます。

また、当面必要な整備を進め、競輪事業の経営体質強化を図りつつ、社会経済環境等の変化に適切に対応しながら、まちづくりの視点や競輪事業の長期的展望を視野に入れ、公園と共存・調和する持続的な事業運営等、将来の競輪場のあり方を継続的に検討していく必要があります。

具体的な施設計画では、各段階において大規模集客施設としての安全性に配慮しながら、解体順序や整備すべき機能、メインスタンドの耐震化工事などの検討を進めていくとともに、多目的な市民開放もめざし、将来必要な公園空間等の確保に配慮した配置とする必要があります。

また、競輪開催時における公共交通機関の活用を推進するため、競輪場西側におけるバスロータリー機能や車両動線の配置を検討していきます。

具体的な整備にあたっては、公園利用者や競輪場利用者の動線、緑地・広場の確保、さらには富士見公園の玄関口にふさわしい景観形成に配慮する必要があります。

今後は、具体的な計画案を作成し、関係機関と協議を進めながら、バスロータリー機能や車両動線の配置を具体化していきます。

以上の状況を踏まえた川崎競輪場整備の考え方は以下のとおりです。

川崎競輪場整備の考え方

(1) 基本的な考え方

段階的コンパクト化を実施

第1段階のコンパクト化

富士見通り側を除く敷地の一部を公園区域に編入し、メインスタンドの耐震化を実施

将来のコンパクト化

状況を踏まえながら課題を整理し、さらなるコンパクト化を実施

(2) 段階的コンパクト化

将来的に基本計画において想定していた規模を公園区域として編入することを基本

・将来必要な公園空間等の確保に配慮した配置とする

多目的な市民利用として、イベント利用や市民開放などを検討

愛称の検討などを含めたイメージアップの取組を検討

防災等のまちづくりにおける貢献について検討

持続可能な事業運営をめざし、コンパクト化に向けた段階的な整備を行う

- ・各段階において大規模集客施設としての安全性に配慮した計画とする

まちづくりの視点や長期的展望を視野に入れ、将来の競輪場のあり方を継続的に検討

(3) 公園整備との連携

- ・公共交通機関の活用を推進するバスロータリー機能は競輪場の西側に配置する
- ・富士見公園のエントランスとなる公園空間の景観形成に配慮

(イ) 長方形競技場整備の考え方

川崎球場は、「ホームタウンスポーツによる魅力あるまちづくり」の考え方を踏まえ、アメリカンフットボールを活用したまちづくりの拠点となっており、今後も、このような取組を踏まえた効率的・効果的な整備を進めていきます。

その際、魅力あるまちづくりという観点から賑わいや回遊性、さらに広域避難場所としての整備という観点から防災機能の充実など、長方形競技場における複合機能利用を検討した上で、「川崎球場」という名称の変更など、エリア全体のイメージアップにつながるような取組を検討していく必要があります。

具体的な検討にあたっては、フットサル等の川崎球場の利用状況を踏まえ、整備可能な競技フィールド等を検証しながら、整備のあり方を総合的に判断していく必要があります。

整備時期については、現在の観覧席が仮設であることなどを踏まえ、段階的な整備を行うこととし、第1段階整備は、既存施設を活用しながら、現在と同規模の4,000席程度の早期整備を検討していきます。

また、第2段階整備は、競輪場コンパクト化後、競技需要等を踏まえながら整備時期・規模等を総合的に判断し、座席の増設や諸室の整備等を検討するとともに、富士見公園の再生に必要な外構等を整備しながら、競技者と観客の双方が利用しやすい整備をめざします。

具体的な整備にあたっては、公園内の回遊性に配慮しながら、施設の緑化や施設周辺の緑地・広場の整備など、緑豊かな空間の創出に配慮する必要があります。

以上の状況を踏まえた長方形競技場整備の考え方は以下のとおりです。

長方形競技場整備の考え方

(1) 基本的な考え方

段階的な整備を実施

「ホームタウンスポーツによる魅力あるまちづくり」の考え方や、アメリカンフットボールを活用したまちづくりの拠点としての取組、フットサル等の利用状況を踏まえ、整備可能な競技フィールド等を検証しながら整備

賑わいや回遊性、防災機能の充実など、複合機能利用を検討

「川崎球場」の名称の変更など、イメージアップの取組を検討

(2) 第1段階整備の考え方

既存施設を活用し、現在と同規模の4,000席程度の観覧席整備を検討

(3) 第2段階整備の考え方

競技需要等を踏まえて整備時期・規模等を総合的に判断

第1段階整備の観覧席を活用し、競輪場コンパクト化後に観覧席の増設等を検討

(4) 駐車場等の考え方

ア 公園再生に向けた考え方

具体的な整備にあたっては、施設の緑化や周辺の緑地・広場の整備との連携により、緑豊かな空間の創出に配慮する必要があります。

イ 駐車場等の整備の考え方

(ア) 駐車場整備の考え方

駐車場整備については、附置義務駐車台数を基本としながらも、施設の需要を踏まえ、互いに隣接した施設という利点を活かし、需要調整や共用駐車場の考え方を取り入れることで、過大な整備とならないようにしていきます。

駐車台数については、施設利用者の利便性に考慮し、各施設の附置義務駐車台数は施設に整備する一方、公園全体として利用できる共用駐車場を整備することとし、公園全体で現在の400台程度から増設し、500台程度の整備を想定しています。

また、共用駐車場の配置や構造は、交通計画上の検討や法的制約などを総合的に判断し、公園北側におけるテニスコート下部への多層化を検討していきます。

今後、さらに検証を行い、関係機関との協議なども踏まえながら、具体的な整備に向けた検討を行っていきます。

以上の状況を踏まえた駐車場整備の考え方は以下のとおりです。

駐車場整備の考え方

各施設の附置義務駐車台数は、施設利用者の利便性を考慮し、各施設に整備
共用駐車場として、テニスコート下部への多層化を検討
公園全体として、500台程度の整備を検討（ 現在公園全体で400台程度）

(イ) 駐輪場整備の考え方

駐輪場の整備については、川崎駅周辺をはじめとした川崎区のまちづくりにおける重要課題の一つであり、富士見公園全体の景観や動線に配慮し、附置義務駐輪台数を適切に整備した上で、公園利用者の利用実態なども踏まえながら、今後、詳細に検討していきます。整備にあたっては、富士見周辺地区全体の自転車動線と調整を図りながら、利用者の利便性に配慮し、駐輪場が必要な各施設付近へ適切に配置していきます。

(ウ) 動線計画の考え方

動線計画については、市民利用施設等公共施設の計画、駐車場・駐輪場の計画等を総合的に勘案して検証していく必要があります。今後、基本計画における動線計画を基本に、関係機関と協議を進めながら、動線計画を検討していきます。

(5)防災の考え方

公園・緑地は、憩いの場やスポーツ・レクリエーションの場であるとともに、震災等の災害時には、避難場所や延焼防止のオープンスペースとして機能します。

その中でも富士見公園は、市の広域避難場所となっており、周辺には広域避難場所である川崎競馬場や災害時医療拠点の市立川崎病院なども立地しています。

そこで、公園整備や施設更新の機会をとらえ、防災機能の充実に向けた様々な取組を推進していく必要があります。

ア 公園再生における防災の考え方

公園再生にあたっては、都心における「広域避難場所」として、災害時の避難や救援活動・物資受入れ等の拠点となるオープンスペースの確保を行うとともに、延焼防止などの観点から優れた防災機能を有する緑化の推進を行っていきます。

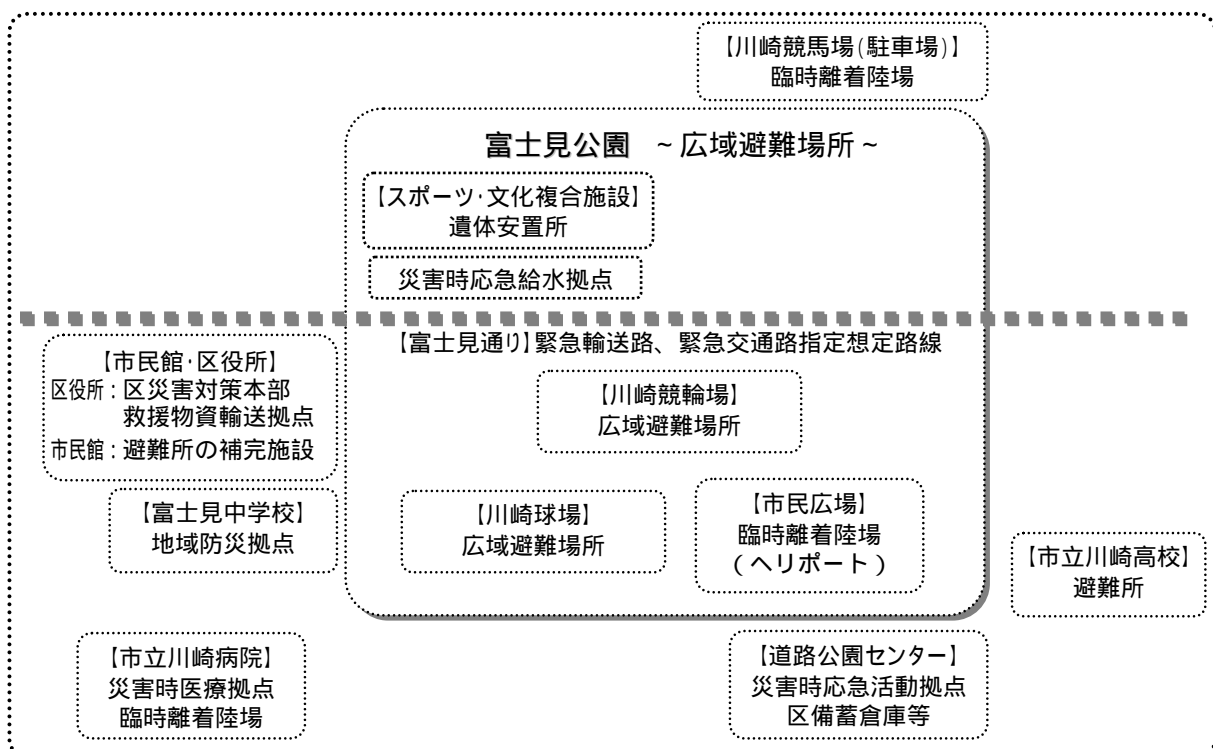
また当地区には、災害時の拠点となる市民利用施設等公共施設が多く立地しており、災害時緊急活動に必要な「ヘリポート臨時離着陸場」として市民広場が指定されています。

これらを踏まえ、整備にあたっては、災害時緊急対応の際に必要な機能を果たすような災害時動線を計画的に確保するなど、防災上の配慮を行っていく必要があります。

イ 市民利用施設等公共施設における防災の考え方

災害発生時に情報拠点や応急復旧活動の中核的な拠点等となる市民利用施設等公共施設は、防災上重要であるため、建築物の安全対策を進めるとともに、災害時緊急対応において必要な機能を整備していきます。

また、スポーツ・文化複合施設（（仮称）市民アリーナ）、市民館・区役所、競輪場、長方形競技場など、今後整備を進めていく施設については、防災機能を充実するような検討を行ってまいります。



【図：災害時における防災イメージ図】

(6)その他の事項の考え方

今回の整備の考え方は、再編整備を行っていく市民利用施設等公共施設を中心に取りまとめているますが、その他の事項について、引続き検討を進めていきます。

ア 富士見中学校

富士見中学校については、教育環境の向上を図ることは、最重要課題の一つであることから、実現可能性の高い方策を早期に行い、実態的に教育環境の向上を図ることをはじめとして、段階的な対応を図っていくこととしており、第1段階である富士見球場の利用枠の拡大（土日の利用枠の拡大など）について実施しています。今後も富士見周辺地区における重要事項として段階的な対応を進めていきます。

イ 隣接する民有地

富士見公園に隣接し、富士見中学校の暫定グラウンドとして借用している民有地は、中島保育園跡地に隣接する民有地と合わせて、公園区域への編入に向けて関係者と協議を進めていきます。

ウ 建設センター等の公共施設

川崎区建設センターについては、南部公園事務所機能を統合し、道路公園センターとしての整備を進めていきます。そのため、公園区域への編入候補からは除外することを検討していきます。

また、市立川崎高等学校については、南部地域療育センターとの複合化を図ります。

さらに、富士見生活づくり支援ホームについては、平成23年3月に閉所を予定していることから、閉所後の跡地について、緑地・広場としての整備のあり方を検討していきます。

エ 公園区域の見直し

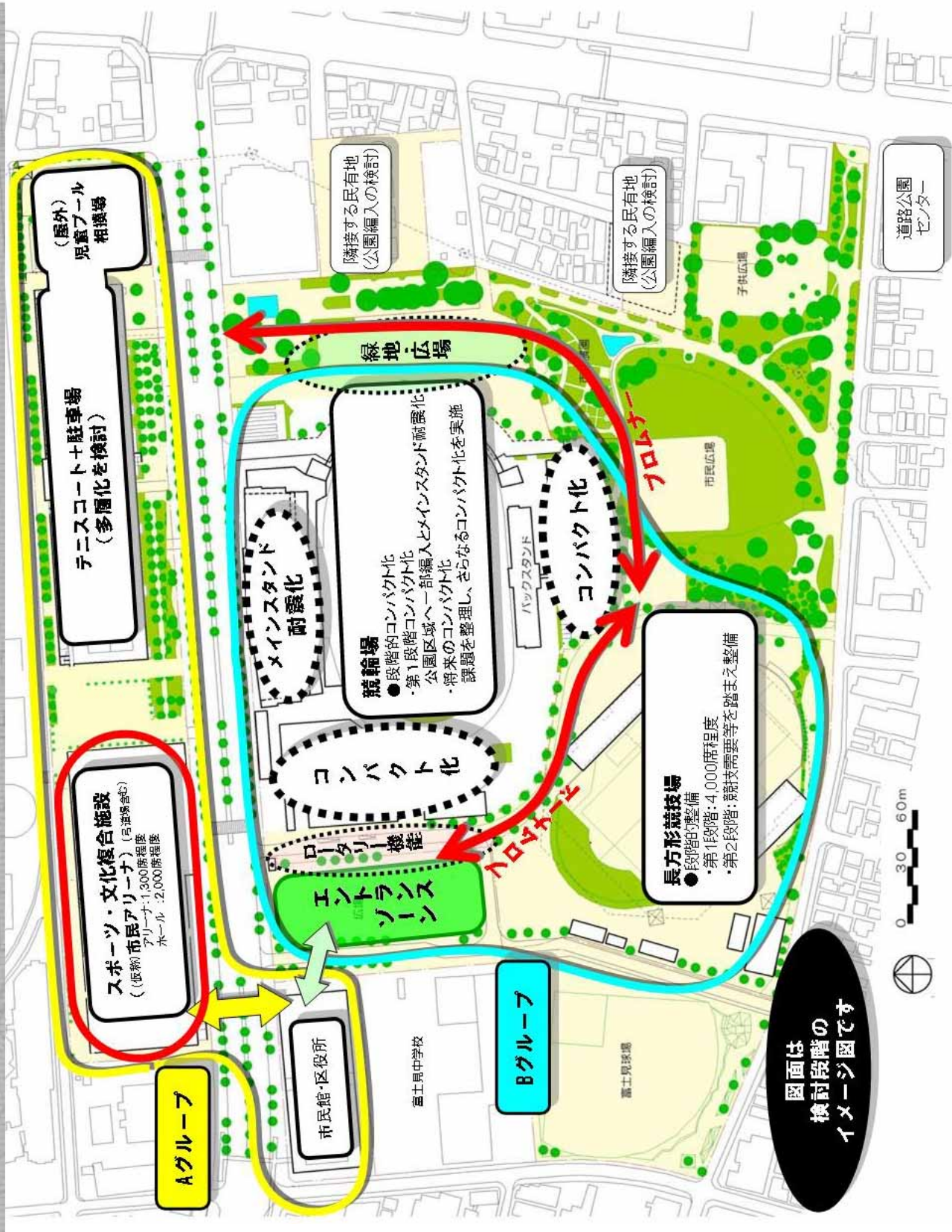
公園区域については、公園施設に該当するスポーツ・文化複合施設（（仮称）市民アリーナ）の区域編入や、官公庁施設である市民館・区役所の区域除外を検討するなど、公園全体で整形化を図りながら、総合公園として望ましい区域となるよう都市計画法に基づく都市計画公園区域の変更を検討するとともに、都市公園法に基づく都市公園区域の変更を検討していきます。

オ 用途地域の変更

富士見公園の再生にあたっては、市民利用施設等公共施設の再配置・再整備を行い、都市型公園にふさわしい再整備を行っていくことが必要であり、これらの土地利用を進めていくために、商業系用途地域への変更等を検討していきます。

4 整備の考え方を踏まえた基本配置（イメージ図）

以上の整備の考え方をもとした基本配置をイメージ図として示すと、以下のとおり。

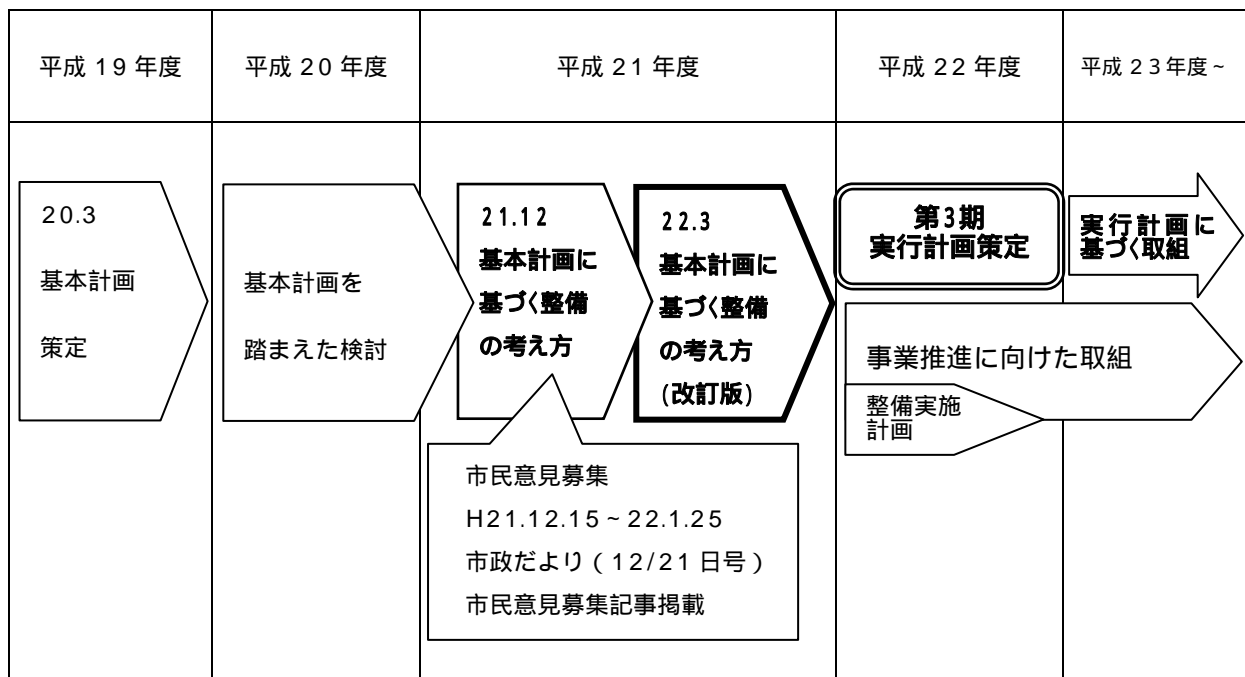


5 整備実施計画の策定に向けて

今後の整備推進に向けた取組としては、この「富士見周辺地区整備基本計画に基づく整備の考え方(改訂版)」を踏まえ、川崎再生フロンティアプラン「第3期実行計画」の策定に合わせた検討・調整を進め、当面整備すべき内容について、より具体的に記述した「整備実施計画」を策定していきます。

個別の事業推進にあたっては、今後も引き続き市民の方々のご意見を伺いながら各施設の検討等を進めていきます。

これまでの取組と整備実施計画の策定に向けたスケジュールは、以下のとおりです。



いただいたご意見等への対応は、市ホームページなどで公表しています。

市ホームページ 暮らしのインデックス「まちづくり」 富士見周辺地区整備について

富士見周辺地区整備基本計画に基づく整備の考え方(改訂版)

2010年(平成22年)3月

川 崎 市

(お 問 合 せ 先)

総合企画局公園緑地まちづくり調整室

電話:044-200-2347

FAX:044-200-3540

E-mail 20kouen@city.kawasaki.jp